

第9分科会

司法福祉における被害者支援の重要性 —どのような貢献ができるか

企画者・話題提供者：大岡 由佳（武庫川女子大学）

話題提供者：伊藤 富士江（法務省中央更生保護審査会）

西崎 勝則（法務省近畿地方更生保護委員会）

大塚 淳子（帝京平成大学）

1. 企画趣旨

平成 16 年に犯罪被害者等基本法が制定され、平成 28 年に策定された第 3 次犯罪被害者等基本計画において社会福祉士および精神保健福祉士等の犯罪被害者支援への活用が明記された¹⁾。令和 3 年から、社会福祉士・精神保健福祉士の新カリキュラムにおいて「刑事司法と福祉」が共通科目化され、犯罪被害者支援も扱われるようになった²⁾。令和 6 年 6 月には、政府は「犯罪被害者等施策の一層の推進について」の取組を公表し、ワンストップサービス体制整備のために、都道府県のコーディネーターとして社会福祉士および精神保健福祉士を配置する方向性を示した。

そもそも、これらの専門職の活用の提起は、多くの被害当事者のニーズや、被害者支援に携わる実務家・研究者らの検討に基づくものであり、たとえば、伊藤・大岡らの報告においても、支援全般を充実させるためには、各機関・団体の被害者対応部署における有資格者の配置や研修会等を通じた専門性の向上が必須であることを指摘していた経緯があった³⁾。

本企画では、近年の被害者支援における自治体の動向や、刑事司法手続における被害者支援の進展、また、潜在的な性暴力被害者の課題や、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者による事案で被害を受けた者の現状と課題について報告する。被害者支援が今なぜ重要なのか、司法福祉がどんな貢献をできるのか、フロアの方々と議論する機会としたい。

なお、発表にあたり、一部の発表は事例を含むが、エピソードの一部加筆修正を行い、連結不可能にするなど最大限の倫理的配慮を行っている。

2. 発言要旨

(1) 「わが国の被害者支援の進展—自治体の動きと福祉職の活用」(伊藤 富士江)

わが国における被害者支援は、経済的支援から始まり、犯罪被害者等基本法の制定を契機に大きく進展してきた。精神的ケアが充実し、刑事手続上の権利も拡充し、現在は生活支援に重きが置かれるようになった。そこで福祉の出番となり、福祉職の活用、多機関連携の必要性に注目が集まっている。政府は、一層の被害者支援の充実に向けて、自治体におけるワンストップサービスの構築のために大きく舵を切ったところである。こうした動向に、犯罪被害者等施策推進会議の専門委員として長年関わってきている経験をもとに、福祉職が被

害者支援に関与することの必要性について報告する。

(2) 「刑事司法手続における被害者支援—矯正・更生保護の各段階における心情等聴取・伝達制度の現状と課題」(西崎 勝則)

更生保護(社会内処遇)においては、平成19年12月に被害者担当の保護観察官と被害者担当保護司を保護観察所に配置し、「仮釈放等審理における意見等聴取制度」、「保護観察段階における心情等伝達制度」、「被害者等通知制度」、「相談・支援」の被害者のための各制度を進めてきた。また、令和5年12月には、改正更生保護法の施行により、被害者等の思いに応える更生保護の実現を目指すとともに、施設内処遇においては、「刑の執行段階における被害者等の心情等の聴取・伝達制度」が施行され、矯正施設に収容中から被害者の思いを伝え、処遇にいかす取組が導入された。これらの制度がどのように被害者等に有益であるか、また、有益であるべきかについて報告する。

(3) 「潜在的被害者の多い性暴力被害者の実態と支援」(大岡 由佳)

犯罪被害者等は一定数存在する者の、半数以上が何ら支援を受けていないことが明らかになっている。認知件数にすら上がらない潜在的被害者が多いことも知られており、性暴力被害者はその最たる例である。それらの被害者が置かれている状況と、そこに関与する関係者や支援機関等の在り方から、今後の支援はどうあるべきかについて検討する。とくに、犯罪被害者の生活を支えるための支援コーディネートの必要性の観点から福祉職の必要性について検討を行う。

(4) 「残された被害者—医療観察法における被害者問題から」(大塚 淳子)

「医療観察法」に伴い平成17年7月に施行された「医療観察制度」では、心身喪失および心神耗弱により重大な他害行為をした者に対する本制度による医療及び精神保健観察の必要性等が裁判所で審議され決定する。そこでは「犯罪者」は存在せず、「被害者」も位置づけられないが故に、被害を受けた者が犯罪被害者支援施策の多くを受けられない現状がある。他害行為の背景に疾患があり治療を要することの仕組みとは別に、被害を受けた人に対する支援の必要性やその仕組みのあり方について若干の検討を試みたい。

参考文献：

- 1) 警察庁. 平成28年版犯罪被害者白書. 第3次犯罪被害者等基本計画. 平成28年6月.
- 2) 厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室. 社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しについて. 令和元年6月.
- 3) 伊藤富士江、大岡由佳. 犯罪被害者支援における多機関連携の実態—被害者支援を担う部署に対する全国調査をもとに. 第66巻第2号. 「厚生指標」2019年2月.